

卒FIT向け **太陽光発電の電力から充電することを条件とする**
車載型蓄電池（EV・PHV） & 充放電設備（V2H） 設置セット補助

令和8年度“一関市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金”のご案内

この補助金は、車載型蓄電池と充放電設備のセット補助金です（それぞれ単独補助不可）。

車載型蓄電池のみ導入される方は、一般社団法人 次世代自動車振興センター（経済産業省）の補助金をご利用ください。

- ▶ 一般社団法人 次世代自動車振興センター <https://www.cev-pc.or.jp/>
 - ・CEV補助金（クリーンエネルギー自動車導入促進補助金）
 - ※本事業の対象車種・上限補助金額はCEV補助金と同じです
 - 問合せ ☎0570-001-136
 - 受付時間 10:00~12:00 / 13:00~16:00（土日祝除く）
 - ・V2H充放電設備・外部給電気補助金
 - （クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ導入促進補助金）
 - 問合せ ☎0570-000-299
 - 受付時間 9:15~12:00 / 13:00~17:00（土日祝除く）

本事業の補助金は、CEV補助金との併用はできません。

本事業は蓄電容量から補助金額を計算するため、CEV補助金より金額が少なくなる可能性があります。

- 1 申請期間 令和8年4月1日（水）～令和8年11月30日（月）
 【厳守】施工・支払完了 令和9年2月28日（日） / 当市への請求書締切 令和9年3月8日（月）

- 2 交付対象者
 次の表のいずれかに該当する個人及び中小企業者等で、一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）第2第6号に規定する排除措置対象者でないもの。

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>個人</p> <p>※市の住民基本台帳に記録されている者</p> | <p><車載型蓄電池（EV・PHV）></p> <p>①自らが使用するために車載型蓄電池を購入すること</p> <p>②市税を滞納していないこと</p> <hr/> <p><充放電設備（V2H）></p> <p>上記②に加え下記2点を満たすこと。</p> <p>③自ら居住する市内の住宅又は当該住宅の敷地に再生可能エネルギー設備を設置すること。</p> <p>④市内または隣接する市町村（陸前高田市、奥州市、平泉町、住田町、気仙沼市、登米市、栗原市、東成瀬村）に本店、支店、営業所等（以下「本店等」という。）を有する施工業者と再生可能エネルギー設備の設置に係る契約を締結すること。</p> |
|-------------------------------------|--|

| | |
|---|--|
| <p>中小企業者等</p> <p>※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、一般社団法人・財団法人、医療法人、組合（生活協同組合、その他中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合等）、人格のない社団等で、中小企業基本法第2条第1項各号の要件を満たす者です。</p> | <p><車載型蓄電池（EV・PHV）></p> <p>①市内にある事業所等の事業の用に供するために購入すること ②宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業を営む者でないこと ④市税を滞納していないこと</p> <hr/> <p><充放電設備（V2H）></p> <p>上記②～④に加え下記2点を満たすこと。 ⑤市内にある事業所等又は当該事業所等の敷地に再生可能エネルギー設備を設置すること。 ⑥市内または隣接する市町村（陸前高田市、奥州市、平泉町、住田町、気仙沼市、登米市、栗原市、東成瀬村）に本店、支店、営業所等を有する施工業者と充放電設備の設置に係る契約を締結すること。</p> |
|---|--|

- 4 交付要件
- ・未使用品（新品）であること
 - ・契約後から納車前、工事着手前の期間に申請すること。
（補助金交付決定後に工事着手してください）
 - ・車載型蓄電池の納車が充放電設備の施工完了より後の日付になること
先に納車された場合は利用を控えるか、利用する場合は充放電設備の施工完了までの期間分の再エネ電力メニュー等でまかなう必要があります。

5 補助対象設備

| 再生可能エネルギー設備の種類 | | 要件 |
|----------------|---|-----------------------------------|
| 車載型蓄電池 | EV（電気自動車） 及びPHV（プラグインハイブリッド自動車） | 国実施要領別紙2 2-オ-（ネ）の交付要件の欄の要件を満たすこと。 |
| 充放電設備 | 車載型蓄電池からの電力の取り出し、及び車載型蓄電池に充電することができる設備。 | 国実施要項別紙2 2-オ-（ノ）の交付要件の欄の要件を満たすこと。 |

6 補助額

次の表に掲げる額で、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。

【注意】 車載型蓄電池と充放電設備のセット（同時導入）補助金です
（それぞれ単独補助はできません）

| 再生可能エネルギー設備の種類 | 補助額 | 上限額 |
|----------------|---|--|
| 車載型蓄電池 | 次のいずれか小さい額 ① 蓄電容量（キロワットアワー）※の2分の1に4万円を乗じた額 ※単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値。 「初期実行容量」ではありませんのでご注意ください。（小数点第2位以下切り捨て） ② 補助対象事業に要した実支出額（税抜き） | 国実施要領2-(2)-オ-(ネ)の交付率等の欄に規定するクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の銘柄ごとの補助金交付額 |
| 充放電設備 | 補助対象事業に要した実支出額（税抜き）に2分の1を乗じた額 | 定めない |

7 申請書類 申請書等の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp>

生活・環境→地球温暖化対策→再生可能エネルギー

8 設備を法定耐用年数経過前に廃棄等を行う場合

この事業で取得した設備を、法定耐用年数経過前に廃棄等を行う場合は、市長の承認が必要です。処分するに至った理由が分かる書類および写真などを添付し、様式第5号「財産処分承認申請書」を提出してください。

法定耐用年数…車載型蓄電池（EV・PHV） 軽乗用・軽貨物4年 普通乗用6年
充放電設備6年

10 “一関市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金”について

本事業は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」の選定を受け、令和5年度から令和9年度まで実施します。

11 問合せ・申請先

一関市役所 本庁 生活環境課 環境企画係
〒021-8501 一関市竹山町7-2 電話 0191-21-8331
Eメール seikan@city.ichinoseki.iwate.jp

※各支所市民福祉課の窓口でも申請書類を受付します

